

外国法人等に対する 法執行の実効性の確保 施行状況について

令和6年8月9日
総合通信基盤局
データ通信課

- 令和2年改正法の施行（令和3年4月）に備え、令和3年2月、「外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方」を公表
- 「電気通信事業参入マニュアル」等の拡充・更新により制度の周知に努めるとともに、個別事業者に制度を案内

「外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方」の概要

1. 外国法人等が営む電気通信事業に対して事業法が適用される場合

- 外国法人等が日本国内において電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合
- 外国法人等が外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合
 - ✓ 「外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する」とは、**外国から日本国内にある者に対する電気通信役務の提供の意図を有していることが明らかであることを指す**。例えば、次のいずれかに該当する場合には、当該意図を有していることが明らかであると判断され得る。
 - 一 サービスを日本語で提供している場合
 - 二 有料サービスにおいて、決済通貨に日本円がある場合
 - 三 日本国内におけるサービスの利用について、広告や販売促進等の行為を行っている場合

2. 電気通信事業の登録又は届出

- 外国法人等が電気通信事業を営もうとする場合は、事業法の規定に基づき、登録（第9条）又は届出（第16条第1項）が必要
- 登録・届出の要否についての基本的な考え方は「電気通信事業参入マニュアル」を、登録又は届出が必要となる具体的な事例は「電気通信事業参入マニュアル〔追補版〕」を参照

3. 国内代表者等の指定

- 外国法人等は、登録の申請又は届出を行う際に、**国内における代表者又は国内における代理人（「国内代表者等」）**を定めることが必要
- 国内代表者等は、**事業法に基づき総務大臣が行う行政処分に係る通知等を、外国法人等を代理して受領する権限**を有することが必要
- 国内代表者等には、事業法の規律に関連して総務省と外国法人等の間で行われる各種連絡について、両者間のコンタクトポイントとなることを期待

4. 適用される事業法の具体的な規律

- 外国法人等には、上記3の国内代表者等の指定を除き、原則として同種の電気通信役務を提供する電気通信事業を営む内国法人等と同一の規律を適用

令和 2 年改正法の施行状況

2

- 令和 2 年改正法の施行以降、外国法人等は順次電気通信事業の届出等を行い、国内代表者等を指定
- これらの外国法人等が指定した国内代表者等は、変更届出等の手続実施や事故報告等における監督官庁とのコンタクトポイントとしての役割を果たしている

主な外国法人等及び外国法人等に関連する日本法人の届出状況（令和 6 年6月末現在）

米国	Google	Google LLC	米国	Uber	Uber Japan株式会社※1
		Google Connect Asia Pacific Pte. Ltd.			Uber Eats Japan合同会社※1
	Apple	iTunes株式会社※1	欧州	DISCORD	DISCORD INC.
	Facebook	Meta Platforms, Inc.		SAP	SAPジャパン株式会社※1
		WhatsApp LLC	中国	Spotify	Spotify AB
	Amazon	AMCS LLC		ByteDance	TikTok Pte. Ltd.
		アマゾンジャパン合同会社※1		Alibaba	アリババ株式会社※1
		アマゾンウェブサービスジャパン合同会社※1			Alibaba Cloud Singapore Private Limited
	Microsoft	マイクロソフト・コーポレーション		Baidu	バイドゥ株式会社※1
		マイクロソフト・アイルランド・オペレーションズ・リミテッド			BIGO TECHNOLOGY PTE.LTD.
		リンクトイン・コーポレーション		Tencent	Aceville Pte Ltd
		スカイプ・コミュニケーションズ・エス・アー・エール・エル			WeChat International Pte. Ltd.
		日本マイクロソフト株式会社※1		Weibo	Zホールディングス株式会社※1、※2
	X (Twitter)	X Corp.		DiDi	DiDiモビリティジャパン株式会社※1
	Slack	Slack Technologies Limited	韓国	Kakao	株式会社カカオ※4
	Zoom	Zoom Video Communications, Inc.		NAVER	ネイバークラウド株式会社※4
	Airbnb	AIRBNB Global Services Limited			

※1 日本国内向けのサービス提供主体として関連会社である日本法人が届出を行っているもの。 ※2 LINEヤフー株式会社への商号変更前のZホールディングス株式会社とは異なるもの。

※3 この表はグループ内の全ての届出電気通信事業者を網羅するものではない。 ※4 「株式会社」と表記しているが、日本法人ではなく外国法人

電気通信事業法

（電気通信事業の届出） － 国内代表者等の指定義務

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所
- 三 業務区域
- 四 電気通信設備の概要（第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）
- 五 その他総務省令で定める事項

（法令等違反行為を行つた者の氏名等の公表） － 電気通信事業法違反の場合の公表制度

第百六十七条の二 総務大臣は、電気通信役務の利用者の利益を保護し、又はその円滑な提供を確保するため必要かつ適当であると認めるときは、総務省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものとするために必要な事項を公表することができる。